

## 第6回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年7月25日(金)午前9時30分から午前10時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(19名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、  
5番 鈴木 秀男(欠)、6番 高橋 文勝、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕(欠)、  
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、  
13番 山田 良一、14番 加藤 敏之(欠)、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕  
一、17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷  
清海

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 決第 2号 議席の決定について

第 5 選第 5号 各特別委員会委員の互選について

第 6 報告第 8号 非農地証明の結果報告について

第 7 議 第 22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第 8 議 第 23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(使用貸借権の設定)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 大崎 顯一、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄

主任 米野 徳子

6. 会議の概要

事務局長 大崎顯一

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただき  
たいと思います。よろしくお願ひします。

会長 登坂賢治

みなさん、おはようございます。毎日暑い日が続いておりますので、農作業をされる際にも十

分ご注意いただきたいと存じます。農地中間管理機構が始動しましたが、まだまだ内容も決まらない中での取り組みになりますが、ご協力いただきながら進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第6回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名であります。欠席届のあった委員は、5番 鈴木 秀男委員、8番 須貝 寿裕委員、14番 加藤 敏之委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。9番金子秀美委員、10番細谷則雄委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、決第2号、議席の決定について を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤 紀子

1ページをご覧ください。決第2号議席の決定について 川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議席を決定されたい。

(決第2号について朗読により説明)

議長 登坂賢治

事務局の説明のとおりであり、質問等を省略し、本職から議席番号を指定します。議席番号については、6番を指定します。

議長 登坂賢治

日程第5、選第5号 各特別委員会委員の互選について を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤 紀子

2ページをお開きください。選第5号各特別委員会委員の互選について 川西町農業委員会特別委員会設置規定第3条第1項、第2項、第5項、第6項の規定により互選されたい。

(選第5号について朗読により説明)

議長 登坂賢治

事務局の説明の通りであり、質問を省略し、各特別委員会の構成員の選出方法について意見を求めます。

始めに、米野則雄委員は農業振興特別委員会あるいは農地対策特別委員会のいずれかの構成員にならなければならないので皆さんより意見を求めます。

9番 金子 秀美委員

両委員会委員のバランスを考え、現在欠員の農地対策特別委員会委員でいかがでしょうか。

議長 登坂賢治

ただ今9番金子秀美委員より、米野則雄委員は欠員のあった農地対策特別委員会委員との発言がありました。他にございませんか。

他にないようでありますので、お諮りします。

6番米野則雄委員の特別委員会委員については、農地対策特別委員会委員とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって6番米野則雄委員の特別委員会委員については、農地対策特別委員会委員と決定いたします。

次に、広報委員会の構成員について意見を求めます。

9番 金子 秀美委員

広報委員は各地区1名となっているわけですが、欠員補充を考えると米野則雄委員を広報委員会委員に推薦します。

議長 登坂賢治

ただ今、9番金子秀美委員より広報委員会委員は、各地区1名以上となっており、欠員補充を考えると米野則雄委員を広報委員会委員に推薦するとの発言がありました。他にございませんか。

他にないようでありますので、お諮りします。米野則雄委員を広報委員会委員とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成と認めます。)

よって、6番米野則雄委員を広報委員会委員と決定いたします。

次に、運営委員会委員の選任委員の代表について意見を求めます。

21番 大沼藤一委員

互選の方法であります、改めて選任委員6名による互選にしてはどうでしょうか。

議長 登坂賢治

ただ今、21番大沼藤一委員より、互選の方法は選任委員6名による互選をおこなってはどうかとの発言がありました。他にございませんか。

他にないようですので、ご異議のない方の挙手を求めます。

全員異議なしと認めます。よって、運営委員会委員の互選の方法は選任委員6名による互選と決定いたします。直ちに互選を行ってください。互選する間、休憩します。

(休憩)

議長 登坂賢治

再開いたします。選任委員より報告を求めます。

15番 佐藤総一委員

運営委員については、慎重に協議をいただきました結果、星野廣志委員が運営委員ということで決定いたしましたのでご報告いたします。

議長 登坂賢治

ただ今、運営委員会委員について報告がありました。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、運営委員会の構成員の選任委員代表を報告のとおり星野廣志委員と決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第6、報告第8号 非農地証明の結果報告について を上程いたします。事務局の報告を求めます。

農地主査 前山 律雄

3ページです。報告第8号 非農地証明の結果報告について、願い出件数は1件です。

(報告第8号1件について朗読により説明)

平成26年7月16日に新野勝廣委員、須貝寿裕委員、金子秀美委員と事務局で現地調査を行った結果、願い出内容と相違ありませんでした。

議長 登坂賢治

本件は報告案件ではありますが、ご質問ございますか。無いようでありますので、次に進めます。

日程第7、議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

5ページをご覧ください。議第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権に移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第22号1番から2番について朗読により説明)

以上、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次にただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について16番小形耕一委員より報告を願います。

16番 小形耕一委員

番号1番について、7月21日現地確認をしてまいりました。今回の申請農地は、土地改良区の除外地であります。現在筆数が多いということで本人所有の農地と一体として耕作しているようです。親子間の所有権移転ということであり、周辺の農地への影響はないものと思われま

議長 登坂賢治

次に番号2番の件について12番内山雄次郎委員より報告願います。

12番 内山雄次郎委員

番号2番について、7月22日現地確認をしてみました。今回の申請は譲り受け人が規模拡大するためのもので、周辺の農地への影響はないものと思われます。畑であるため、10アールあたり●●万円は妥当だと思われます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第8 議第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

6ページです。議第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第23号1番について朗読により説明)

以上、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次にただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について20番牛谷清海委員より報告を願います。

20番 牛谷清海委員

番号1番について、現地確認をしてみました。今回の申請農地は、農業者年金受給にかかわる親子間の使用貸借の設定であります。作付計画も今まで通りということ周辺の農地への影響はないものと思われます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等  
ございますか。

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

これをもちまして、第6回川西町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。